

マージン率等の公開資料

平成29年6月1日現在

改正労働者派遣法に基づき、マージン率について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
4	4	25,020円	15,826円	36.7%

●マージン率とは、派遣先から支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除した率をいいます。

●マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の会社負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病検診の受診費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	事務所費・通信費・レンタルサーバ費用等

2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・オフィスプランニング教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・各種PC研修(CAD教育含む)

3. その他参考と認められる事項

- ・東京と情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設やその他サービスが利用できます。
*健康保険加入者のみ